

平成 29 年 6 月

江南市議会総務委員会会議録

6 月 20 日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

平成29年6月20日〔火曜日〕午前9時28分開議

本日の会議に付した案件

議案第33号 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事
(中部処理分区) 請負契約の締結について

議案第34号 平成29年度江南市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

市長政策室

総務部

の所管に属する歳入歳出

議案第36号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下水道枝線管
きょ布設工事(中部・北部1・東部3処理分区) 請負契約の締
結について

議案第37号 平成29年度江南市一般会計補正予算(第3号)

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

危機管理室

総務部

の所管に属する歳入歳出

年度調査事項について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員(8名)

委員長 伊藤吉弘君 副委員長 中野裕二君

委員 東義喜君 委員 古田みちよ君

委員 福田三千男君 委員 牧野圭佑君

委員 稲山明敏君 委員 尾関昭君

欠席委員(0名)

委員外議員（2名）

議 員 河 合 正 猛 君 議 員 藤 岡 和 俊 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 栗 本 浩 一 君 議事課長 石 黒 稔 通 君
主 査 岩 田 麻 里 君 主 事 徳 永 真 明 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長

郷 原 実智雄 君

市長政策室長 片 野 富 男 君

総務部長 村 井 篤 君

消防長 長谷川 久 昇 君

防災安全課主幹 松 本 幸 司 君

地方創生推進課長 坪 内 俊 宣 君

地方創生推進課副主幹 稲 波 克 純 君

地方創生推進課副主幹 矢 橋 尚 子 君

秘書政策課長 松 本 朋 彦 君

秘書政策課主幹 河 田 正 広 君

秘書政策課副主幹 間 宮 徹 君

秘書政策課副主幹 田 中 元 規 君

行政経営課長 村 瀬 正 臣 君

行政経営課主幹 安 達 則 行 君

行政経営課副主幹 梶 田 博 志 君

税務課長	本 多 弘 樹 君
税務課主幹	須 賀 博 昭 君
収納課長	村 田 いづみ 君
収納課主幹	金 川 英 樹 君
総務課長	古 田 義 幸 君
総務課主幹	浅 野 武 道 君
総務課副主幹	三 輪 崇 志 君
会計管理者兼会計課長	中 村 信 子 君
会計課副主幹	春日井 真由美 君
監査委員事務局長	伊 藤 幸 実 君
総務予防課長	斉 木 寿 男 君
総務予防課統括幹	高 島 勝 則 君
総務予防課主幹	杉 本 恭 伸 君
総務予防課副主幹	山 本 育 男 君
総務予防課副主幹	日下部 匡 彦 君
消防署長	谷 宣 夫 君
消防署東分署長	森 山 和 人 君
消防署主幹	上 田 修 司 君
消防署主幹	花 木 康 裕 君
消防署主幹	上 村 和 義 君
消防署副主幹	坪 内 誠 君
消防署副主幹	兼 松 伸 次 君
消防署副主幹	増 田 光 師 君

消防署副主幹
消防署副主幹
消防署副主幹
消防署副主幹
消防署副主幹

水 野 信 貴 君
栢 本 忠 幸 君
大 谷 充 広 君
雉 野 広 治 君
柴 山 浩 一 君

○委員長 皆さん、おはようございます。

少し早いんですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから総務委員会を開催したいと思います。

最初に、委員長として一言御挨拶をさせていただきます。

今回は、初めて総務委員長という立場で委員会を迎えるわけでございます。今まで委員の一人という立場でございまして、非常に気が楽でございましたが、今回は委員長という大役であり、この重責を務めることができるのか、少し不安であり、心配をしているところでございます。

しかし、議長さんや副議長さんを初め、ベテランの委員の皆様が多数お見えになりますので、ぜひとも委員の皆様のお力を賜りまして、議事運営がスムーズにできますことをお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

○市長 皆様、おはようございます。

去る 6 月 8 日に 6 月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 33 号 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（中部処理分区）請負契約の締結についてを初め、4 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 30 分 休 憩

午前 9 時 37 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構でございます。

議案第33号 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（中部処理分区）請負契約の締結について

議案第36号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（中部・北部1・東部3処理分区）請負契約の締結について

○委員長　それでは最初に、議案第33号 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（中部処理分区）請負契約の締結についてを議題といたしますが、議案第36号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（中部・北部1・東部3処理分区）請負契約の締結については関連がございますので、一括して審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、議案第33号及び議案第36号を一括して審査いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 議案第33号、議案第36号につきまして御説明を申し上げますので、初めに議案書27ページをお願いいたします。

平成29年議案第33号 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道枝線管きよ布設工事（中部処理分区）請負契約の締結についてでございます。

29ページに、参考資料といたしまして、仮契約書を掲載させていただいております。

32ページから36ページには、特定建設工事共同企業体協定書を掲載させていただいております。

37ページから38ページには、特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書を掲載させていただいております。

次に、追加議案書2ページをお願いいたします。

平成29年議案第36号 地方創生汚水処置施設整備推進交付金事業 公共下水道枝線管きよ布設工事（中部・北部1・東部3処理分区）請負契約の締結についてでございます。

4ページに、参考資料といたしまして、仮契約書を掲載させていただいております。

7ページから11ページには、特定建設工事共同企業体協定書を掲載させていただいております。

12ページには、特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書を掲載させていただいております。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員 これはどこまで、下水道課に聞くべきことなのか、総務に聞くのか、ちょっと私よくわかっていないので、これは違うと言われたら言ってくださいね。

新しい入札の方式で、この下水工事ができる業者さんというのは市内に何社あるものなんですかね。

○総務課長 今回の入札におきまして、入札に参加できる市内業者は、支店

業者を含めまして16社ございます。あと、市外のほうは13社ございまして、合計29社の方が参加できることとなっております。

○牧野委員 ネットで入札の様式がばあっと出ていたんですけど、読んでいて頭が痛くなって、素人にはなかなかわかりにくい、読めばわかるんですけど、わかりにくいんですね。

この29社に対して、多分ネットだけの説明じゃなしに説明会みたいなのをされたと思うが、何回おやりになって何社来たんですかね。

○総務課長 入札につきましての説明会はいたしておりません。公告のほうで業者さんのほうにはお知らせしております。

○牧野委員 そうしますと、ネットで見ても理解をして、質問等はありませんか。

○総務課長 一応質疑のほうはできることになっておりまして、個々の業者のほうから設計書の内容についての質問はございました。

○牧野委員 それは何社ありましたでしょうか。

○総務課長 社会資本整備総合交付金事業のほうで、1企業体でありました。地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業につきましては、質疑はありませんでした。

○牧野委員 これは新しいやり方なんだけど、ネットで見ても、みんなもうそれなりに理解しちゃったということだろうと、やっぱりプロはすごいなあと思いました。

それで、この2つが工事が出たんですけども、名前は違うんだけども、それぞれ何社ずつ入札があったんですか、応募があったんですか。

○総務課長 2つの工事におきまして3企業体ありました。どちらも3企業体でした。

○牧野委員 繰り返して、3企業体ずつですね、チームを組んで出たということですね。

それで、その3企業体で、大体1企業体4社か5社だから、今、市内16社、市外13社で29社あるんですけど、6企業体で大体この29業者はほとんど、どうでもいいんですが、入っていたのか、やっぱり市内ばかりで大体入札があったんですかね。

- 総務課長 2つの工事におきまして、重複して入札に参加したものが11社、単独で参加したものが5社ありましたので、合計で16社の方が入札のほうに参加しておられます。
- 牧野委員 この重複11社、単独5社の中に、市外業者は何社ありましたか。
- 総務課長 市外業者はございませんでした。支店業者につきましては3社ございました。
- 牧野委員 これは議案質疑でも出ましたけれども、新しいやり方で、多分このグループを組むほうにもかなりメリットがあったと思いますし、市にとってもコストを下げるいろんな意味でメリットがあったと思うんですが、業者のメリットと、一般質問に出ています、市のメリットって、両方わかりやすく、何かこんなことが業者にとってはメリットがあったんじゃないか、市にとってはこんなメリットがあった、これだけ安くなったというような想定から、大体質問に出ていると思いますけど、ちょっと改めてもう一度まとめてほしいんですが。
- 総務課長 業者のメリットとしましては、今回は2年の継続工事になっておりますので、年度当初に事業が少なくなることや年度末に工期が集中しないというところが業者さんのメリットかなあと考えております。
- 市のメリットとしましては、工期末に工事が集中しませんので、質の高い工事の提供を受けられるのかなあと考えております。それから、今ほど牧野委員さんもおっしゃられたんですけど、一括発注というところで経費のほうで削減できたのかなあと考えております。
- 牧野委員 これは明細を見ていますと、2件の物件でダブって落としているところは、もちろんそれは自由でいいんですけども、5社のそれぞれ取り分が、多分に工区によって取り分が違うので、そこら辺は、全くそのグループの中で組むんですから自由なんですけれども、何か市内業者で、ちょっと細かいことは忘れまして、ボランティア活動か何かをいろいろやっておると点数がどうのこうのと加算される、実際にそれを加味して落札されたのか、ほとんど影響がなかったのか、どうなんですかね。
- 総務課長 それは総合評価落札方式の評価項目になるかと思うんですが、いろいろ項目がございまして、金額だけではなくに、その評価項目の加算点

を加味して業者のほうは決めております。

今回の工事につきましては、入札額が一番低いところ、総合評価の加算点の一番高いところが2つの工事で落札しております。

○牧野委員 要するに、ある程度値打ちで、それから何か総合評価の加味するポイントで、何を言いたいかというと、2番手と1番手の差で単価以外に加味する点数がかなり影響したのか、やっぱりそれなりに両方とも、そういうポイントがあって余り差がつかなかったのか、その影響度について確認したいんですけど。

○総務課長 まず最初に、社会資本整備総合交付金事業で申しますと、一番加算点の多かったところが23点満点中の9.6点、2番目が7.8点、3番目が7.4点、一番高いところが結構評価点が高かったのかなあと考えられます。

○牧野委員 わかりました、結構です。

○東委員 いろいろ聞いていただいてわかりやすいんですけど、ちょっと確認ですけど、先ほど市内・市外で16社と13社ということで、支店の場合は、基本、市外の支店は市外というカウントですよ、それでいいんですか、まずは。

○総務課長 市内の支店につきましては、市内と同等の扱いをしております。

○東委員 それは市内業者という扱いですか。

○総務課長 はい。

○東委員 そうということですか、支店があればね。

それと、今ちょっとたまたま入札の結果についての若干の、今回の新しい総合評価落札方式か、その辺でちょっと内容の質疑があったんですけど、それでたまたま議場では、一つは落札率の数字が出ましたですね。例えばトップが98.6%だったというのが出たわけですけど、一般的には入札ですからそれしか見ないわけ、従来だとね。大体はその金額でしか見ないわけですが、たまたま今回は総合評価という形で、予算のときのたしかその当時の水道・下水道の関係の当時の水道部の部長さんは、要は今回のやり方は市内業者のほうを最大限活用した共同企業体により有利になるような地域要件とした総合評価方式を採用する予定だというのが予算のときの説明だったわけでありまして、それで今回、総合評価方式で、極力その市内業者が有利に働くよ

うにという地域要件をつけたというわけだけど、そのまず前提は、もともと総合評価方式というそのもの自体は、もともとこういう要素を持たせた入札方式ということなんですか、ちょっと確認の意味なんですけどね。

総合評価方式というのは、もともとの市内業者が有利に働くような、そういう入札方式のことを総合評価方式というんですか。

○総務課長　　そうではなくて、総合評価落札方式につきましては、価格のみではなしに、そのほかのいろいろな評価項目を加味して決定していくというものでございます。

○東委員　　それで、当時、この総合評価方式は採用する予定で、その有利に働く地域要件が入ったという言い方をしたけど、そうすると一般的には、総合評価方式というのは、何も市内業者だから有利に働くということではないんですね。

たまたま、そうすると今回は、そういう要素は特別にないんだけど、結果的には市内業者の企業体が受けたということですか。

○総務課長　　市内業者が入札に参加しやすいように、例えば契約する営業所が市内にあるとか、ボランティア活動が江南市で実績あるとかという項目を設けております。

○東委員　　ごめんなさい、ちょっともとに戻すけど、もともとそれ自体一般的なんですか。そういう項目を設けること自体は。ボランティアをやっておるとか、そういう評価を与えることが一般的なの。

○総務課長　　別に入れなくてもよろしいと思います。工事によって、案件ごとによって変わってきます。

○東委員　　そうすると、私どもは以前からも市内業者の人たちが極力仕事をとれるようにやろうじゃないかと言ってきた経緯があるわけですけどね。

あえて総合評価方式という言い方がされましたけど、その中には、今のよ
うな要素を入れ込むことは、それはその対象になる工事の内容によってだ
とか、あるいは自治体の判断で、そういうものは、いろんなことを加味できる
という、自分たちのオリジナルというんですかね、そういうものを入れ込む
ことも、別にそれは自由にやれるというのがこの総合評価方式ですか。

○総務課長　　おっしゃるとおりでございます。

それで、一応この評価項目につきましては、愛知県の総合評価落札方式の審査委員会のほうに諮りまして、お認めをいただいてから入札のほうは実施しております。

- 東委員　　ちょっと話をまたもとに戻しますけど、先ほどの、それぞれ業者側と市のほうのメリットの関係が出たわけでありまして、それで、特に業者側は2年継続して仕事がやれるということがあって、非常に計画的に、1年単位でどんどん迫られるよりも、2年間かけてで計画すればもっとやれるということがあるという話ですけど、それでちょっと本会議場でも出ましたですよ。

ちょっと私、よく聞いておってわからなかったんですけど、先ほどの当初のときの説明のもう一点のことは、これも本会議で出ましたですよ、経費の削減効果というのは、平成29年、平成30年の2カ年でおおむね2億4,000万円、それで率といたしましては14.5%程度と試算をしておるというのが、あの当時の部長さんの予算を立てるときの説明だったわけでありまして、本会議場でその質問のような言葉がちらっと出た覚えがあって、あのとき、結果的に部長さんが、質問がよくわからんのだ、あのときね。あのとき、部長は11.2とかなんとかという数字が出ましたね。

- 委員長　　暫時休憩します。

午前9時56分　　休　憩

午前9時56分　　開　議

- 委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。
- 東委員　　その11から12というのが出たわけだけど、その11から12というのは何の数字だったんですか。
- 総務課長　　当初の設計ベースで、昨年まで個々に、今回ですと例えば社会資本のほうは5工区を一括して発注しておるわけですけど、個々に発注した場合と一括で発注した場合で、社会資本のほうですと設計ベースで約12%、地方創生のほうですと設計ベースで約11%削減できたというところがございます。
- 東委員　　よくわからないのは、今の、もともと最初に、冒頭に、ちょっと本会議で出ました経費の削減効果が14.5%という数字、それと今の11.何が

し、11%から12%という削減ができたという数字は、これはどのようにリンクするんですか。これがよくわからない。

○総務課長 14. 何%というのは予算ベース上のパーセントですので、実際に設計しましたところ、11%から12%になったというところですよ。

○東委員 そうすると、予算のときは、既にもう14.5%の削減をされた数字で予算計上をして、さらに、実際にその予算はもちろんそれで出したわけでありまして、いざ今度は発注の段階で設計をするわけでありまして、そのときには例えば予定価格を決めますよね、そのときの計算をした数字の決まった数字の設計上の数字、それがその対象の予算に対してさらに11%から12%下がりましたというふうに見ておけばいいんですか。

質問の意味がわかりませんか。

○委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前9時59分 休 憩

午前10時04分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

古田課長、答弁をお願いします。

○総務課長 予算のときの設計と実際に発注するときの設計をしましたら、その分の差が出たというところがございますのでよろしくをお願いします。

○東委員 それで、今回の契約書のスタイルで、契約書が、もともとが従来の契約書なだけあって特約条項があると思いますけど、さらに今回は、例の企業体の協定書があって、さらにまた、その協定書第8条に基づく協定書でそれぞれの工区別の金額がはじかれておるといのが一緒についてくるじゃないですか、例えば。

それで、このやり方は、今回例えば仮契約で、例えば29ページで、5億8,860万円で仮契約を結ばれました。この契約を結ぶ段階で、例えば一番最後の協定書の第8条に基づく協定書の工区別にそれぞれ工事金額が書いてある表、これは本来1セットということなんですかね。これは必ずひっついて出てくるものなんですか。

○総務課長 仮契約書につきましては、仮契約書と特約条項が契約書に入っております。

それで、特定建設工事共同企業体協定書、こちらにつきましては、入札の前に出していただいております。協定書を結びましたというところで確認をしないかんもんですから、先に出していただいております。それから、入札が終わった後に、第8条に基づく協定書のほうをこの業者のほうの内訳というところで出していただいております。

○東委員　　そうすると、順番からいくと、まずは企業体の協定書が出てきて、この5つの業者と一緒に組みますよというのがまず出てくる。それで、この5社の企業体で入札を行われて、今回、5億8,860万円が決まりました、契約金額が。その上で、次の段階で初めて、37ページの企業体協定書の第8条に基づくさらに協定書で、それぞれの工区別の各業者が請け負う金額が決まると、そういう順番でいいですか。

○総務課長　　はい。

○東委員　　そうすると、例えば、今は議案第33号の例ですね。追加で出ました議案第36号でよくわからないなあとっておったのは、例えば仮契約書は4ページですよ。私は日付の見方がよくわからなくていかんのですが、例えばこの4ページの仮契約書は平成29年6月9日で仮契約を結びましたとなっておるやないですか。でも、先ほどの第8条に基づく協定書はその後に出てくるという話なんだけど、これは6月7日と書いてあるわね、金額の入ったやつが。順番が違うんじゃないかと。結論は、そうすると順番はどうなるのという気がするけど。

○委員長　　暫時休憩します。

午前10時09分　　休　憩

午前10時09分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長　　この場合ですと、仮契約は6月9日にするという事になっておりまして、そのときに第8条に基づく協定書のほうを出してくださいというふうに業者のほうに申してありましたので、その前の日付で業者のほうは協定書を結んで持ってきてもらったというところでした。

○東委員　　私が最初に社会資本のほうで聞いたとき、そうしたら、いやいや、契約が終わってから第8条に基づく協定書が出てきますという話だったもん

で、これは同じなんだけどね、これは5月24日。そういう話だったもんだから、逆に地方創生のほうはちょっと日にちが早いのでという意味で聞いたんだけどね。

そうすると、今の話だと、地方創生のほうは先にこの内訳を出してくださいと市が要求したの。

○総務課長 契約のときに持ってきてくださいということで申してありますので、社会資本のほうは8日に業者のほうで印鑑を押して持ってきたというところで、地方創生のほうは仮契約を9日にしますので、その前に業者が協定書を結んできたというところです。

○東委員 ただ、契約書だったら入札せな決まらんがね、例えば、本来だよ。私は、本来、最初の言い方が普通だと思ったの。契約が5億8,860万円で決まりますよと。だからそれを今度は5つの企業体が5工区をどうやって分担しましょうかといってやるのかと思って最初に確認したんですわ。そうしたら、ええ、契約書を結んで、その後に出ますと、内訳がというふうに出たけど、それはいろいろ関係ないんだ、余り。

要は、もう契約を結ぶ段階では、5社の企業体が、契約金額は決まっていないよ、まだ決まっていないけど、決まっていないにもかかわらず、それを5に分ける、あるいは4に分けるという書類がもう出てくるということなんですか。

○総務課長 済みません、先ほどちょっと私が間違えて答弁してしまいましたが、仮契約のときに第8条に基づく協定書のほうを出していただくことになっておりますので、仮契約の前までに協定書、入札が終わって落札候補者になってから仮契約の間に第8条の協定書を結んでいただいて、仮契約のときに持ってきてもらうという流れになります。

○東委員 わかりました、そういう形で進められるよと。

もう一点ですけど、これは具体的に、いろいろこの協定書、例えば社会資本で見れば同じことなんですけど、例えば33ページに分担工事額というのがそれぞれの、社会資本なら5工区で上げていますから、5社の業者がこれだけの工区を受け持ちますと決めて、発注者と契約内容の変更・増減があったときはまた変更があるものよというふうに書いてあります、例えばね。

それで、この企業体は、この運営委員会がいろんな内容についても議論をしますよというふうなシステムでありますよとなっておりますけれども、一番下のほうに取引金融機関というのがあって、岐阜信用金庫、企業体の名称を冠した代表者名義、今回でいけば昭和土建株式会社江南支店さんが代表ですけど、その名義でお金のやりとりをされるということになるわけでありまして、実際の市と業者の関係でいくと、例えば、先ほどの例の第8条に規定する協定書では、工区別に金額が決めてありますよね。そうすると、市の側というのは、例えば特約条項で平成29年度分の支払い限度額は3億2,683万9,000円ですよと書いてあるんですよ、その範囲で払うわけでありまして、その範囲で、出来高の範囲内で、例えば全体を一括して、例えばこの昭和土建さん江南支店宛ての金融機関に振り込むと、お金は。そこから、さらにこの昭和土建さんが、例えばそれぞれの5工区の業者の方にお支払いすると、そういう流れでいいんですかね。

○総務課長 はい、そういう流れになります。

○東委員 そうすると、それぞれの、代表の構成員の昭和土建さん以外の4つの構成員さんというのは、お金の受け取りというのは、江南市ではなくて例えば昭和土建株式会社からの入金という扱いになるんですか。

○総務課長 そうなってくると思われます。

○東委員 そこからの収入で。

そのとき、多分いろいろありますよね。工区でいくと、例えば1工区でいけば166工区と172工区が2つぐらいずつ受け持つわけでありまして、一切もう市は関与しませんよね、その完了だとか工事の進みぐあいとか。例えば、普通だったら年度末、年度途中でもそうだけど、検査をして、どこまで進んだからこっだけ払います、最終は契約金額まで来て年度末でお支払いするというような形になるわけでありまして、今回は2年間の年次で工事が行われる、どこをやるかは、その業者は別に自由ですよと、例えば2年間かけてやればいいわけですからね。

その場合に、平成29年度分という支払いをする場合というのは、例えばこの代表構成員が、平成29年度、それぞれの1工区から5工区の業者の進捗状況を見て、そこから報告を受けて、その完了状況、検査まで全部やって、こ

の代表構成員が。それで、ここまでできておるなら、出来高で、ならば4割分とか5割分とか、そういう計算を全部この運営委員会が行うということになるんですか。

○総務課長 江南市のほうにつきましては、代表構成員のほうに請求された金額をお支払いするのみで、東委員さんのおっしゃられるとおり、その後の内訳につきましては、運営委員会のほうで話し合っていて、各業者で分けることとなります。

○東委員 よく公共事業の場合というのは検査をするというのが、よく我々はそうやって聞いてきたわけでありませぬ。工事途中の検査もやったりとか、最終完了検査もやるわけでありませぬけど、これは2年間の話で、年度途中まで、今の話だと運営委員会の方で話し合っていて、各担当の業者から申請が出るんでしょかね、ここまでやりましたとか。その実際の工事内容の検査とかそういうことは一切もう市はやらないんですか。

○総務課長 検査のほうは部分払いごとにやりますので、その工事が完了した部分のみの金額をお支払いします。

○東委員 わかりました。

○委員長 ほかに質疑はございませぬか。

〔「ありませぬ」と呼ぶ者あり〕

○委員長 あと、委員外議員の方もいいでしょうか。

〔「ありませぬ」と呼ぶ者あり〕

○委員長 これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時16分 休 憩

午前10時16分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決につきましては、それぞれの議案ごとで行います。

最初に、議案第33号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

続いて、議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

市長政策室

総務部

の所管に属する歳入歳出

- 委員長 続きまして、議案第34号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第2号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、市長政策室、総務部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますのでよろしく願いいたします。

最初に、市長政策室地方創生推進課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

- 地方創生推進課長 地方創生推進課の該当する議案の箇所を申し上げます。

まず、議案書の44ページ、45ページをお願いします。

歳入でございます。

最下段の囲み、19款諸収入、5項雑入、2目雑入、11節雑入で、説明欄一番下の地方創生推進課のコミュニティ助成事業助成金でございます。

次に、1枚はねていただきまして、46ページ、47ページをお願いします。

歳出でございます。

上段の枠囲い、2款総務費、1項総務管理費、1目地方創生推進費で、地域団体支援事業でございます。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員　　47ページの備考欄に今回助成対象になった2つの地区の名前が掲げられていますけど、2点ほどですけど、もともと今回申請がどれくらい出たかということと、これだけだったのか、それとあと、申請内容によっては、それは対象になりませんかとか、そういう審査がよくあると聞きますけど、例えばそんなような経緯のほうはどうなっておるかをちょっと確認したい。あと、内容もちょっと教えていただければありがたいですね。

○地方創生推進課長　　一般コミュニティ助成事業につきましては、1市当たり2件が上限となっておりますので、区長、町総代会のほうでまず募集をいたします。その際、2件であればそのまま県に申請していくということになります。それが3件以上になりますと、優先順位をつけてということで、優先順位が後になった場合は翌年度に申請をしていくという形になります。

去年は、募集しましたところ2件応募がありましたが、既に前年度からの申請できなかった分もございまして、もう一つの区は来年、ことしの秋に申請していくという形になりまして、今回は去年の秋に申請いたしました宮後上区と県営宮後住宅が採択されたという形になります。

仕組みのほうはこれでよろしいかな。

○東委員　　もともとこの2つは、平成28年度の申請の分ということですか。繰り越してきた分がたまたま……。

[発言する者あり]

○地方創生推進課長　　実は宮後上区はその前からの申請で、大分前からです、何年か前からで、平成25年のときに申請していただいたんですが、順番を決める中で一番最後になってしまったというところで、宮後上区さんはやっと去年申請できたというところで、県営宮後住宅さんはそのまま申請していったと。もう一つありますけど、これはまたことし申請すると。枠が決まっているものですから、2件を超えた場合は次をお願いするという形になります。

それと、先ほどの御質問で、申請内容は、一般コミュニティ助成はコミュニティーに直接使う備品が基本的な対象になってまいりますので、県に提出書類を出す前に市のほうで内容をチェックして、整理させて、これは対象外

ですよというものがあれば差しかえてもらうなりして、御説明して、申請対象になるような形で県に申請していくものでございます。

今回、宮後上区さんの場合は、集会所内で使う机、椅子、大型のエアコン、テレビなどで、総額が255万円ということで、上限が250万円ですので250万円の助成と。県営宮後住宅自治会さんのほうは、敷地内の除草用の草刈り機、机、椅子、テレビなどで、総額は240万円余りということで、10万円単位となっておりますので、助成額は240万円。合わせて490万円を今回補正でお願いするものでございます。

○東委員 その宮後上区の場合の例ですけど、平成25年に申請が出ておって、先ほどの話だと枠を超えたところは翌年回しになるわけですけど、平成25年からずっと枠外、枠外ということになったということなんですか、これは。よくわからんけど。

○地方創生推進課長 平成25年のときは6つの区から申請がございまして、単純に考えても3年おくれていくと。おくれていくというか、一番最後のところは3年ぐらい後になってしまうということでございます。

申請して、実際に事業ができるのがまた翌年になってくるので、大分おかれてくるということでございます。

○牧野委員 少しルールを忘れてしまったので、ちょっと確認ですけど、今、備品の上限が250万円ということだけれども、それ以外、例えば改修みたいなものが1,000万円とかで、何かそういう申請のランクとか内容とかというのは区会で発表されておるのか、もう一回ちょっとここで要点だけお聞きしたいんですけど。

○地方創生推進課長 一般コミュニティ助成の場合は備品が対象になってまいりますので、備品を購入してもらうということで、修繕は対象になっておりません。

ただ、昔から伝統的に伝わっているお祭りの道具などは、むしろ新しいものを購入するより修繕して使ったほうがいいということで、この部分だけは修繕が認められておりますが、備品を購入するということです。それも、中古ではなくて新品を購入するという条件であります。

○牧野委員 記憶違いだったらあれですけど、耐震補強800万円が出た事例

があったと思います。そういうコースというのものもあるんじゃないかなかったですかね。

○地方創生推進課長 平成24年度に実施しております。これはコミュニティ助成事業の中の別のメニューで、コミュニティセンター助成事業というのがございます。こちらのほうは集会所の建設もしくは大規模修繕ということになっておりまして、かなり大きな修繕というものでありまして、バリアフリー自体は対象になっておりません。以上であります。

○牧野委員 わかりました。

そういうのは多分区会で発表されておると思うからいいんですけど、その優先順位をつけて、何か私、昔、じゃんけんかくじ引きというようなのを聞いた気がするんですよ。いやいや、大体同じような内容ですと、その備品でね。

先ほど優先順位をつけてと課長さんがおっしゃったものだから、これは行政側で優先順位をつけたのか、話し合いはできないね、多分これはみんな欲しい。その優先順位の基準とかは誰がつけたのか、ちょっとそこを確認だけしたいです。

○地方創生推進課長 優先順位のほうは、内部で組織しております会議をもちまして、まず優先順位をつけようということですが、実際にはそれぞれの区で必要性、それぞれ必要だし、皆さんが求めているものが同じという気持ちということで、現実にはなかなか優劣がつけられないということで、公開の場でくじを引いてもらって、皆さんの前で、じゃんけんではありませんけど、くじでやっております。

○古田委員 候補になるまでに、この当該区は何回ぐらい見積書をつくらなければならないんでしょうか。

○地方創生推進課長 申請した年にそのまま県に申請ができるということになれば、1回で結構でございます。

ただ、先ほどのように何年か後になる場合は、改めてその年に必要なものをもう一回精査していただいて、金額も変わってきますので、改めて見積もりを取り直してもらっているという形になりますので、最低は1回ですけど、必要に応じてもう一回お願いするという形になっております。

○古田委員 最初のときの市の中の内部審査のときに、一応最初に出すと。例えば、その見積もりを出していた業者が急に倒産をしてしまったと、そういうこともあると思うんですね。そういうときは、もう一度、やはり同じようなもので違う業者から見積もりを再度出すということになるのでしょうか。

○地方創生推進課長 見積もり自体の提出は必要ございません。必要なものを別の業者さんから購入していただくという形になります。

ほかであるような場合は、電化製品ですと、製造というんですか、サイクルが早いということで、見積もりをとったときと購入するときで、購入するときには、もうその品番のものがいない場合は後継機を購入してもいいというような指導というかマニュアルをもらっております。

○古田委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて総務部総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 総務課の所管につきまして御説明させていただきます。

議案書の44ページ、45ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

上段、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金127万2,000円をお願いするものでございます。

46ページ、47ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項4目行政事務費、情報システム改修等事業におきまして財源更正を行うもので、特定財源としまして社会保障・税番号制度システム整備費補助金127万2,000円を充てるものでございます。

その下、庁舎管理事業、西分庁舎外壁改修工事費66万9,000円の増額をお願いするもので、一般管理费率改定への対応によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員　財源更正だけしかちょっと書いていただいていないもんだから、ちょっとよくわからなかったのは、もともと情報システム改修事業ですので、国の補助金も2つに分かれておって、個人番号カード交付の事業費の補助金と事務費の補助金だったかね、違うの。

○委員長　暫時休憩します。

午前10時32分　休　憩

午前10時33分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○東委員　支出のほうで、これは総務課でよかったですね。

総務課だから、こちらのシステム改修費ですね、委託料と負担金が両方あるほうでいいんですか。委託料の1,620万円のほうと交付金で267万8,000円、この部分の補正、財源更正ということによろしいですか。

今回の説明でいくと、プログラムの改修費で新たに交付があったという説明だったわけでありまして、そうすると、そのプログラム改修委託料のほうの部分なのか、どちらかよくわからなかったんですけど。

○総務課長　プログラム改修のほうの委託料のほうになります。

○東委員　そうすると、その1,620万円のほうの部分の財源更正ということでもいいんですかね。

それで、今回のもともと予算の段階は、この場合、もともと国のほうからはなかったんでしたかね、一切。

○総務課長　こちらのほうの改修の補助金につきましては、平成26年度から平成28年度までで終了ということでしたが、国のほうから平成28年度の当初予算を繰り越した財源を人口規模当たりで補助金がいただけるということでしたので、今回127万2,000円の補正のほうをお願いしております。

○東委員　それで、もともとは、その事業としては、委託料で1,620万円要りますよ、システム改修の交付金で267万8,000円要りますよとなっておりますけど、今回の分は委託料の部分で国からの補助が受けられたよということなんですけど、本来なら、もう平成28年は終わってしまっておるもんだから、

平成29年にこれがあるというのは、本来ならもともとずうっと国が、このマイナンバーの関係でいくと、負担をしていただいていたんですよね。今回だけは、平成29年はつかなかったんですよね。今回は何か人口割の部分で、新たにこの127万2,000円がつくことになりましたというんですけど、実際には、本来ほんの一部ですよね、これだと、現実には。

それで、その127万2,000円しかつかないというのは、実際は仕事をもっとたくさんやらないかんというふうに市は組んでおるわね、実際のこの部分については。現実には、これは127万2,000円しかおりてこないわけですけど、その辺のところというのは、何か理由づけみたいなのがあるんでしょうか。

○総務課長 理由は特別にはないんですが、もともと補助金がもらえなかったところを今年度いただけるということになったものでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて行政経営課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○行政経営課長 議案第34号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第2号）の行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳入でございます。

議案書の44ページ、45ページをお願いいたします。

中段の17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、別冊の平成29年度6月補正予算説明資料をお願いします。説明資料の4ページをお願いいたします。

一般財源調でございますが、17款繰入金は財政調整基金繰入金でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休 憩

午前10時38分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

危機管理室

総務部

の所管に属する歳入歳出

○委員長 続いて、議案第37号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、危機管理室、総務部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最初に、危機管理室防災安全課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 それでは、防災安全課所管につきまして御説明させていただきます。

歳入につきましては、追加議案書の18ページ、19ページの上段に、16款1項1目1節総務管理費寄附金、寄附金防災安全課分、その2段下に、19款5項2目11節雑入、充電インフラ整備事業費補助金を掲げております。

歳出につきましては、はねていただきまして、20ページ、21ページの中段に、2款1項5目防災安全費、防災力向上事業及び防災センター管理運営事業を掲げております。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○福田委員　ちょっと確認の意味です。

一般質問の中でも出てきましたけれども、このあれは寄附のあれでしょう。寄附をされた方の意思・意向が反映されているということを一一般質問の中では答弁されましたけど、それは寄附された方が何と何と何というようなことを個別に言われているのか、大まかで言われているのかと。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　この1,000万円の寄附につきましては、福祉及び災害対策事業に使っていただきたいといった申し出がございまして、今回、補正予算をお願いしておるものでございます。

○福田委員　それで、今、江南市としては決めたわけでありませけれども、この内容を、本人にこういう形で使用させていただきますというようなことの確認をとられてから、この補正予算として出していただいているのかどうかをお尋ねします。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　今、福田委員の言われる件につきましては、副市長より本人のほうにお話をさせていただいております。

○牧野委員　本質からずれるような話なので。

防災センターの充電インフラ整備事業費補助金と寄附金というふうに書いてあるんだけど、この補助金という意味は何ですか。補助も受けるけど、費用も請求すると。ちょっとこれ、どういう意味だったか。これはやっぱり市が払うお金なんですか、12万4,000円って。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　特定財源といたしまして、経済産業省が一般社団法人次世代自動車振興センターを通して、電気工

の設備工事に対しまして補助金を交付していただけると。そういった形の特
定財源といたしまして12万4,000円を計上いたしましたものでございます。

○牧野委員 6万5,000円を寄附金に別途に充てるんですけども、これは
本当は充てなくてもいいんですけど、充てなくても、この補助金だけでこの
設備は普通はできるという僕は認識をしているんですけど、そうじゃなかつ
たんですかね。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 実際はこちらの補助要
綱を確認させていただきますと、実際に私どもが公共工事を発注いたします
と、実際、直接工事費に共通仮設費、現場管理費、一般管理費が乗ってまい
ります。経費が含まれます。

今回のこちらの補助要綱の中では、材料及び労務の直接費を対象としてお
りまして、なおかつ消費税を除くということになっておりますので、全額充
当できない状況になっておりますのでよろしく申し上げます。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時45分 休 憩

午前10時46分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続きまして総務部総務課に
ついて審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○総務課長 総務課の所管につきまして御説明させていただきます。

追加議案書の18ページ、19ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

上段、16款1項1目1節総務管理費寄附金、総務課分、寄附金1,000万円
のうち707万1,000円をお願いするものでございます。

下段、19款5項2目11節雑入、総務課分、クリーンエネルギー自動車導入
事業費補助金40万円をお願いするものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項4目行政事務費、公用車管理事業、役務費22万5,000円、備品購入費782万8,000円の増額をお願いするもので、特定財源としまして寄附金707万1,000円とクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金40万円を充てまして、公用車2台を購入するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員　もともと本会議でも出ました、先ほども福祉と災害対策用にというのが寄附者の意向ということで、それに見合うものだということで、今回の総務課の場合だとこの2台の車がそれに該当するというので、いわゆる非常用電源として使えるというのが趣旨だということをお聞きしていたんですけど、要は車だからどこでも持っていけると、そういう使い方ができるということなんですかね。

○総務課長　そのような使い方も考えられますが、あとこの市役所のほうの事務でもいろいろ使っていけるかなあとは考えております。

○東委員　災害を、たまたまこれはいわゆる非常用電源だという言い方で、前から、体育館に災害時避難所ということで太陽光を乗っけるんだけど、結局蓄電池をつけていないもんですから、結局はね。いわゆる、例えば外部電力がなくなった場合、昼間はいいですけどね、基本的は。なくなって、夜はもうだめということになるわけですけど、それで蓄電池は必要でないのと前から思ってきた覚えがあるんですけど、本来なら、もう今は幾つか、北部中学校とか古知野中学ぐらい、私の記憶です、その辺が改装されて、全部太陽光をつけられて、ちょっとそこまでは手が及ばなかったんですね、蓄電池まではね。

本来、そういうことの検討があったのかどうかということと、それから、今、私が本当に思ったのは、車だから必要なところに持っていけるからと思って、例えば車は移動していけるでしょう。だから、必要なところに、その使い方もできるのかという気もしたんですけどね、車だから。ただ、そういうような、もともと避難所として太陽光をつけたところの蓄電池がないもん

だから、そういうところに設置をするとか、そういう検討というのはなかったんですかね。

○総務課長 先ほどもお話ししましたが、避難所のほうに持って行って使うこともできることはできる、利用はできますが、まずは市役所のほうの事務とかのほうに使っていくことになるのかなあとは考えておりますが、まだ2台しかありませんので、市内全域を回るということも少し難しいのかなあとは考えております。

○東委員 いやいやいや、ごめんなさい、質問のちょっと言い方が悪かったら申しわけないんですけど、検討の中で、今回はたまたま車で対応するというので、災害時だけだね。災害対応ということで、先に太陽光をつけた避難所があって、そこには蓄電池が置いていないものだから、当時、金がかかるということでしたよ。そういうふうには聞いていました、私どもはね。そこまでは手が回らないという、当時ね。

ただ、金額的には、ちょっと覚えていないでいかなんですけど、二百数十万円だったかなあと覚えがあったんですけど、それをつける場合ですね。それを一体でつけた場合と後からつける場合は違うのかわかりませんがね。そういうことで、本来、災害対策ということなら、そういうことの検討はなかったのかという程度の質問ですよ。

○総務課長 そちらのほうは、まだ具体的には、どういったものに使っていくかということまでは検討しておりませんが、ただ災害のときに利用できるということと、あとふだんは公用車として使っていきたいと考えております。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時51分 休 憩

午前10時52分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 今回の寄附に限りましては、そのような検討はしておりません。

○委員長 わかりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続きまして行政経営課につ

いて審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 行政経営課長 議案第37号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第3号）の行政経営課の所管につきまして説明させていただきます。

歳入でございます。

議案書の18、19ページをお願いいたします。

中段の17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

- 委員長 暫時休憩いたします。

午前10時54分 休 憩

午前10時54分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたします。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ここでちょっと暫時休憩します。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を続けます。

年度調査事項について

○委員長　　続きまして年度調査事項等を協議していただきますので、ただいま資料を配付していただきました。

今年度の当委員会の調査事項、視察調査日程及び視察調査先等を決めていただきたいと思います。

なお、昨年度までの総務委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にしてお配りしてございますので、参考にしてください。

最初に、年度調査事項を議題といたします。

御意見はございませんか。

いかがでしょうか。

新しく加えることがございましたら加えさせていただいて、削るところがございました削りたいと思いますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

〔「いいんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　いいですかね、このまま。

〔発言する者あり〕

○委員長　　そうですね、みんな関係していますよね。まだ継続のところも結構ありますので。

このままでいいですか。

〔「いいんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　ないようでしたら、昨年度に引き続き、この9点ですね、1点目としてマイナンバーカード（情報管理）について、2番目、公共施設マネジメントについて、3番目、収納・滞納対策について、4番目、消防行政について、5番目、地域・市民協働の取り組みについて、6番目、防犯・防災（危機管理）・交通安全対策について、7番目、行財政改革・行政事業レビューについて、8点目、地方創生について、9点目、その他当委員会の所管

する事項ということで決めさせていただいていいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでございますので、そのように決定させていただきたいと思います。

ただいま決定いたしました事項については、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査として議長に申し出をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

行政視察調査日程について

○委員長 続きまして、行政視察調査日程を議題といたします。

既に皆様には、事前に日程調整といたしまして、案として10月18日から10月20日、2泊3日なんですけれども、そのような形で案内はさせていただいております。

そのような形で決めさせていただきたいと思っておりますが、いいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長 一応、書いてあるんですけれども、実際に調整した結果、この日程しかあいてございませんでしたので、申しわけございません、事前にファックスのほうで皆さんに日程のほうを案としてお出しさせていただいておりますので、ぜひともこの日程でお願いしたいと思います。

議長さんにおかれましては、少し公務とかぶっておりますけれども、1日おくれで合流していただきたいというふうに思っておりますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 わかりました。

行政視察の日程については、そのように決めさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。10月18日から10月20日までの2泊3日という形になります。

行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長　　続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題といたします。

先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づき、御協議をお願いしたいと思います。

どこかよい候補地はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　ないようでしたら、正・副委員長が少し検討した内容がございしますので、御提案をちょっとさせていただきたいと思います。

九州の熊本県なんですけれども、実際に熊本地震が発生しまして、甚大な被害が発生しておるんですけれども、その中で益城町は当然一番被害があるんですけれども、その周辺の市町の熊本県の宇土市というところが、庁舎が全壊して、いわゆる災害対策本部が庁舎にできなくて、体育館を一応応急的に対策本部にしてしのいだというところがございます。

そうしたこともございますし、また近くにも益城町もございますので、こちらのほうにも視察のほうに、視察じゃないんですけど、少し見学のほうにもいけるような形でございますので、熊本県の周辺を今回視察先にさせていただきたいと思いますし、またあと、2年前でしたかな、ICT推進検討委員会の研修で、佐賀県庁の円城寺さんという方にこっちに来ていただきまして研修をしていただきました。たしかあれはドローンとか何かですかね、救急車の、ICTの関係で。その関係もございまして、その方にもちょっと打診はしてございます。

どこかいいところはありますかということで一応お願いはしてございますので、返事はまだもらっていませんけれども、そういった形で宇土市のほうも打診はして、決定はしていないんですけれども、快い返事はいただいております。もし来ていただけるならいいですよという形なものですから、日程のほうもちらっと向こうのほうにも言ってございますので、そのあたりで何とか決めていきたいなあとと思いますので、もし北九州地区においてどこかいいところがございましたら、候補地をまた今月中に事務局のほうにも言っていただけるとありがたいんですけれども、そういった形で進めさせていただいていいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 いいですか。

○牧野委員 ちょっとこれを見たけど、庁舎が全壊して体育館でいいんだけど、ちょっと災害見舞金とか何か、そういうものをちょっと考えたほうがいいと思います。

○委員長 今の御意見はどうでしょうか、災害見舞金を持参していくということですね。

〔発言する者あり〕

○委員長 いやいやいや、皆さんの御意見はどうでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長 一度検討させていただきます。

〔発言する者あり〕

○委員長 また検討させていただきます。

それでは、行政視察先については、正・副委員長でまた候補地を出させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

また、皆様から候補地が出てきた場合において、また正・副委員長で調整を図って決定していきたいと思いますので、またひとつよろしくお願ひしたいと思います。

決まりましたら、また後日、またメールとかファクスにて皆様に御報告をしたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談をさせていただきたいと思います。

日程は議会・会議や視察がないところかと思いますが、また講師の都合もございいますので、本日はまず研修テーマについて、何か適切なテーマや講師を御存じでしたら御発言いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

こういった形のテーマというか、御意見がございましたら。

[挙手する者なし]

○委員長　　また一度検討していただきまして、何か御意見・御提案がございましたら今月中に事務局まで言っていただけるとありがたいと思います。

9月の委員会の折に、皆様の御意見・御提案などを踏まえて、改めて正・副委員長の案がございましたら、またその提言のほうをさせていきたいと思っています。案を出していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　　続きます、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては、昨年度の議会改革特別委員会におきまして、各常任委員会の開催場所と時期についてあらかじめ協議されており、先般、5月の臨時会の際に皆様方に御相談させていただき、その後、正・副委員長で調整しました結果について御報告をさせていただきます。

日時は、8月19日土曜日、午前10時からで、場所は古知野東公民館で開催いたします。

なお、意見交換会の開催に当たり、3委員会ともテーマを設けないとされております。

委員の皆さんには、当日午前9時に御参集いただき、会場設営などの後、来場者の受け付けなどを行っていただく予定にしております。

この件に関しまして、役割分担などを含めまして、何か御意見がございましたらお願いいたします。

[挙手する者なし]

○委員長　　私の思うところは、最初に私、委員長の挨拶で、司会の中野副委員長、書記は尾関委員、あと受付はその他の方にやっていただこう、準備は全員の方でやるんですけれども、そんなような形を今は考えてございます。

あと、何かそういう御意見がございましたら。向こうに行って、当日9時に集まって、その場でぱっと考えてもいいですけれども。

○古田委員　　私、受付やらさせていただきます。

○委員長　　そうですか。

　　なら、古田委員が受付ということで、あと受付をやられる方。

○中野委員　　私も。2人で。

○委員長　　2人。

　　なら、受付を古田委員と中野副委員長でお願いしたいと思います。

　　書記のほうは、尾関さん、いいですか。

○尾関（昭）委員　　はい。

○委員長　　申しわけございません。

　　あとは、会議室が1階ということでございますので、実際に入り口においていただいて、市民の方を案内していただいてもいいですし、また受付のお手伝いとかそういった形にさせていただいてもいいものですから、その辺のところは、また当日、皆さんの御配慮のほうにお任せいたします。

○牧野委員　　議長として、いつも挨拶していたんだけど、今回はやりませんか。

○委員長　　議長ですか。

　　最初に向こうに行きますので、ダブっていますので、今回。

○牧野委員　　建産と……。

○委員長　　建産とダブっていますよね。

○牧野委員　　ダブっているんですよ。

○委員長　　向こうへ先に行ってくださいまして、向こうが終わってからこちらに来ていただきます。

　　議長としての挨拶はどうしましょう。

○牧野委員　　最後でいいでしょう。

○委員長　　一番最後にしますか。

○牧野委員　　うん。

○委員長　　それなら、私、委員長が最初にしますので、最後、議長さんに閉めていただくという形でどうでしょうか。

　　委員長にかわって議長さんが最後に。最初にお見えにならなかったということで、最後の委員長の挨拶を兼ねて議長さんのほうにお願いしたいという。

○牧野委員　　はい、わかりました。

○委員長 済みません、よろしくお願ひいたします。

○東委員 今のお知らせをどの程度かというのは、特別委員会ですか。

○委員長 特別委員会ですね。

一応案内も特別委員会のほうで刷っていただきますので、もし御入り用がございましたら、また言っていただければお渡しします。

地元で例えば配布していただくチラシですけれども、それもちょっとまだつくっていませんけど、自分の地元にもしお配りしたいんでしたら、また事務局に言っていただければいいですよ。

○主事 はい。

○委員長 事務局のほうに言っていただければ、その部数ですね、例えば20部、30部という、このチラシなんですけれども、つくったチラシがございませぬ。このチラシは全て3委員会共通なんですけれども、このチラシを地元にお配りしていただくという形になりますので、部数を事務局に言ってください。そうすると、事務局でもらっていただいて、地元で配布していただくという形になります。

今回は各地区ごとですので、江南駅で配布するとか布袋駅で配布するということはございませぬので、各地元のところでお願ひしたいということで、地元の議員さんはなかなかいないですよ、今回、古知野東……。

古田委員さんだけです、古田委員さんにひとつ何とか市民の方の御参集をお願ひしたいと思ひまして、よろしく。

あと、知っている方もお見えになりましたら、ほかの委員さんにもお声がけしていただけてお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

いいですかね、古田委員。

○古田委員 はい。

○委員長 済みません、申しわけございませぬ。

○東委員 どの程度までその案内をするかというのはあるんですけど、今回は会場を広く一般的に募集するやつじゃないもんですから、こちらから趣旨としては出向きましょうということでやっておる。

○委員長 はい、ピンポイントでですね。地元ですよ。

○東委員 そちら辺のところはまた特別委員会のほうで相談していただくと

ということになるんですね、宣伝方法については。

- 委員長 宣伝方法は、この間ちらっとお話ししたんですけど、特別委員会の中で。そうしたら、地元で配布していただくということで。ピンポイントですので、今回は地元の意見を吸い上げるということで、そういう話です。特に古田委員さんですね、その辺のところの地元の方を集めていただいて、地元の意見も兼ねて聞いていただくという形ですね。

そういう形でいいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 またチラシが入り用でしたら、また事務局に言ってください。部数を事務局が用意しますので、ひとつよろしくお願いします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたします。

最後に挨拶をさせていただきます。

こうして無事に委員会を終えることができましたことは、ひとえに委員の皆様を初め、当局の皆様の御協力のおかげでございます。まことにありがとうございました。

今回の委員会は、私の進行に当たり、至らぬ点が多々あったかと思いますが、こうした点を反省して、次回の委員会ではもう少し議事運営がスムーズにできるようにしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

午前11時20分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 伊藤吉弘